「新型インフルエンザの予防接種」

お知らせ－その1

「新型インフルエンザ」の予防接種につきましては、
厚生労働省の指導のもと、準備が進められています。
ただ、ワクチンの製造が間に合わなく、
接種の優先順位が決められ、
それに従って接種が始まるようです。

＊優先接種対象者と接種順位

1、医療従事者　2、妊婦
3、基礎疾患を有する者
4、小児（1歳～小学校低学年）、
　1歳未満の小児保護者
5、小学校高学年、中学校、高校生相当
6、高齢者

中原クリニック（http://www.nakahara-clinic.com/）：岐阜県岐阜市：2009/10/13 掲載